○内閣府法務省令第五号

保険業法（平成七年法律第百五号）その他の関係法令を実施するため、外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
法務大臣　上川　陽子

外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令

（外国保険会社等供託金規則の一部改正）

第一条　外国保険会社等供託金規則（平成八年法務省大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

第十七条第一項中「第五項（」及び「第七条（」の下に「これらの規定を」を加える。

（免許特定法人供託金規則の一部改正）

第二条　免許特定法人供託金規則（平成八年法務省大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

第十七条第一項中「第五項（」及び「第七条（」の下に「これらの規定を」を加える。

（保険仲立人保証金規則の一部改正）

第三条　保険仲立人保証金規則（平成八年法務省大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条第八項」を「第四十九条第二項」に改める。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

第十二条第七項中「供託物払渡請求者」を「供託物払渡請求書」に改める。

第十六条第一項中「第五項（」及び「第七条第一項（」の下に「これらの規定を」を加える。

（信託会社等営業保証金規則の一部改正）

第四条　信託会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第三中「㊞」を削る。

（信託兼営金融機関営業保証金規則の一部改正）

第五条　信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第三中「㊞」を削る。

（保険会社等営業保証金規則の一部改正）

第六条　保険会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第三中「㊞」を削る。

（少額短期保険業者供託金規則の一部改正）

第七条　少額短期保険業者供託金規則（平成十八年内閣府法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

第十七条第一項中「第五項（」及び「第七条（」の下に「これらの規定を」を加える。